



## その他

家庭からのごみ出しについて、分からない点などがありましたら市ホームページもしくは市役所まちづくり推進課までお問い合わせください。



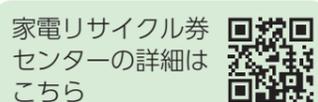
ごみ出しについての詳細はこちら

## 市で回収できないものについて

家電リサイクル法対象の電化製品である「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機」「衣類乾燥機」は市では回収できません。販売店などに処分を有料で依頼するか、郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、直接指定取引場所まで持ち込んでください。

指定引取場所については、家電リサイクル券センターにお問い合わせください。

【家電リサイクル券センター】 ☎0120(319)640



## 粗大ごみ(大きい家具など)のごみ出しについて

分解できないものをごみとして出す際は、市が許可した収集業者への依頼も検討してください。

各業者の連絡先については市役所まちづくり推進課にお問い合わせください。

※料金は収集業者に確認ください。

## 私有地のごみや草木の処理について

2月～3月は風が強い日が多く、敷地内に仮置きしたごみや草刈り・剪定したときの草木を残したままにしていると、道路や近所に飛散することがあります。飛散物による事故やケガの防止のため、ごみや草刈り後の草木などは固定したり袋に入れて飛散を防ぎ、速やかに処分してください。

問い合わせ先 市役所まちづくり推進課生活環境係(内線122・123)

## 固定資産税課税台帳の縦覧を開始します



固定資産税の納税者は、自己の所有する固定資産(土地および家屋)と市内にある他の固定資産を比較することで、固定資産の評価が適正か確認することができます。

縦覧期間: 4月1日(水)～4月30日(木)(土、日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

場所: 市役所税務課窓口

対象: 土地、家屋の固定資産税の納税者またはその代理人(土地(家屋)のみの所有者は土地(家屋)のみ縦覧可。固定資産税が課税されていない人は縦覧不可。)

## 確認できる事項

【土地】 所在、地番、地目、地積、価格(評価額)

【家屋】 所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格(評価額)

必要なもの: 本人確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

代理人が縦覧する場合は代理人の本人確認できる書類のほか、委任状も必要です。

手数料: 無料

審査の申出: 固定資産台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に、固定資産評価審査委員会に「審査の申出」をすることができます。

問い合わせ先 市役所税務課資産税係(内線116・117)



## 引っ越しなどに伴うごみは適正に処理しましょう



年度末は進学や就職に伴う引っ越しのため、様々なごみの排出量が多くなる時期です。不適切なごみ出しにより収集できなかったごみは、地域やアパートなどのごみ集積所に残されたままとなるため、他の住民の皆さんの迷惑となります。問い合わせの多いごみの出し方は次のとおりとなりますので、計画的なごみ出しと市の適正排出ルールの徹底をお願いします。

## ごみ収集日を確認してください

原則、燃えるごみは週に2回、燃えないごみや資源ごみ(缶類、ペットボトル類、紙類)はそれぞれ月に1回の収集です。引っ越し前の計画的なごみ出しのため、収集日程表でお住まいの行政区の収集日を確認してください。

収集日に間に合わない場合は、市の清掃センターに持ち込むようにしてください。

【市清掃センター】 住所…陸前高田市高田町字大隅6番地5 ☎0192(55)5437

受付時間…平日: 午前9時～正午、午後1時～4時

土曜日および第3日曜日: 午前9時～正午

祝日、日曜日(第3日曜日以外)はお休み



## 問い合わせが多いごみとその出し方について

ごみ集積所に出す場合は、全てのごみや袋に「行政区」と「世帯主名」を記入してください!

燃えるごみ	掛布団・毛布	ビニールひもで十字または2カ所以上しばってください。 ※紙ひもは他のごみからの湿気や接触により、ほどけたり切れたりしてしまうため使用しないでください。
	家具 (木製・プラ製)	金属製の金具を可能な限り外し、分解してください。 ※1mを超えるものは収集できません。 量が多い場合は清掃センターへ持ち込んでください。 特殊な形状のものや重量がある場合は、ごみ出しの前にお問い合わせください。 (金属製の金具などは「燃えないごみ」として出してください。)
	敷布団・マットレス	「掛布団・毛布」と同じ。 ※ベットマットの場合、内部のスプリング(ばね)とクッション部およびスポンジなどを分別してください。長いスプリングは、3等分に切断して清掃センターへ持ち込んでください。
	電気カーペット	「掛布団・毛布」と同じ。 ※まとまらない場合は、長さ1m、直径30cm以内に丸めてください。なお、電気コードは「燃えないごみ」として出せますが、小型家電リサイクルボックスへの回収にも協力してください。
燃えないごみ	食器類 瀬戸物	割れているものは、新聞紙などで包みテープ止めした上で、収集作業者が分かるように「割れ物」などと表示し、市の指定袋に入れて出してください。 ※多量にごみ出しする場合でも、木箱や段ボールには入れないでください。
	自転車	ごみ集積所にも出せません。付属パーツなどは取り外し、分別してください。 なお、出す量が2台以上になる場合や、大人用三輪車、電動自転車は清掃センターへ持ち込んでください。 ※電動自転車のバッテリーは受け入れできません。購入店舗、メーカーまたは市内輪業店に相談してください。
資源ごみ	紙資源 (段ボール、新聞紙、雑紙)	白い紙ひもでしばってください。 ※ビニールひもは不純物となり、再生紙としてリサイクルする際に機械の故障や品質の低下につながります。